

申請期間 3/15～5/14

# 頑張る飲食店納入事業者応援金 申請手引

令和3年3月

## ～ 目 次 ～

- 1 応援金の概要
  - (1) 目的
  - (2) 対象者（支給要件）
  - (3) 支給額
  
- 2 申請手続き等
  - (1) 申請書類
  - (2) 申請受付期間
  - (3) 申請方法及び注意事項
  - (4) 問合せ先
  
- 3 応援金の支給
  - (1) 応援金の支給の決定及び通知
  - (2) 応援金の支給
  
- 4 支給決定の取消し及び応援金の返還
  
- 5 調査等への協力
  
- 6 その他

別表 申請書類について

頑張る飲食店納入事業者応援事業 Q & A

## 1 応援金の概要

### (1) 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上が減少した広島県内の飲食店納入事業者に対して、県が支援金を支給し、事業継続を応援します。

### (2) 対象者（支給要件）

県内の飲食店と直接取引がある県内の法人または個人であって、次の全てに該当する者

- ① 広島県内に本社があること。
- ② 中小企業基本法で定義する中小企業であること（個人事業主を含む）
- ③ 令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年同月比30%以上減少していること。  
(新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください)
- ④ 県内の飲食店（飲食店営業許可1類または3類、喫茶店営業許可1類）と定期的な取引を行っていること。  
※デリバリー、テイクアウト専門店等との取引は対象になりません。
- ⑤ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑥ 県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑦ 今後も事業を継続する意思があること。
- ⑧ 広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」の対象事業者でないこと。

#### <対象取引例>

財（製造・卸）	食材、食品、酒類、飲料、割り箸、おしぼり など
サービス	清掃、クリーニング、花、運転代行、ごみ廃棄 など

※社会通念上、飲食店に納入される財・サービスを対象としています。

### (3) 支給額

1事業者当たり30万円

## 2 申請手続き等

### (1) 申請書類

必要な資料の項目	具体的な内容
ア) 提出書類チェックシート	
イ) 申請書	詳細は7ページをご確認ください
ウ) 誓約書	詳細は8ページをご確認ください
エ) 県内飲食店との取引が分かる書類	詳細は9ページをご確認ください
オ) 売上が分かる書類等	詳細は9ページをご確認ください
カ) 法人代表者または個人事業主の本人確認書類の写し	①住所、②氏名、③生年月日が確認できる公的証明書類の写し (公的証明書類の例) 運転免許証、パスポート、保険証、商業登記簿謄本の写しなど。マイナンバーカードの使用は不可。
キ) 振込先口座の通帳の写し	通帳の表紙ではなく、表紙をめくった次のページ(金融機関コード、店番、口座番号、カタカナ表記の口座名義名が刻印されているページ)の写しを添付してください。 【ネットバンキングで通帳がない場合】 振込先口座を確認できる各銀行のホームページ画面 ・振込先の口座名義は、申請者本人の名義に限ります。 (法人の場合は当該法人名義) ・日本国内の口座に限ります。

### (2) 申請受付期間

令和3年3月15日(月)から令和3年5月14日(金)まで(消印有効)

### (3) 申請方法及び注意事項

申請方法は、①郵送での申請 もしくは ②電子申請 となります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、窓口での申請は受け付けておりません。

※切手を貼付けのうえ、裏面には差出人の住所、氏名を必ずご記載ください。

※日曜日や祝日も配達されて配達状況の追跡が可能な簡易書留による提出をお願いします。

※やむを得ず普通郵便で提出される方は、料金不足にご注意ください。不足があった場合は返送されますので、投函前に十分ご確認ください。

(参考) 定形外郵便物(長辺34cm以内、短辺25cm以内、厚さ3cm以内および重量1kg以内)

重量	料金
50g 以内	120 円
100g 以内	140 円
150g 以内	210 円
250g 以内	250 円
500g 以内	390 円
1kg 以内	580 円

【宛先】

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル6階

頑張る飲食店納入事業者応援事務局 宛

《その他の注意事項》

- 申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合、審査担当者から連絡させていただきます。申請書には必ず、日中（9時～17時）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。なお、軽易な不備については、申請者の了解を得て修正することがあります。
  - 申請書類が全て確認できなければ、支給のための審査ができません。提出前に書類が揃っているかご確認をお願いします。
- なお、審査後は、申請書類を一切返却いたしませんので、ご注意ください。

（４）問合せ先

頑張る飲食店納入事業者応援事務局

電話番号：082-248-6860

開設時間：9時30分から17時まで（土・日・祝は除く）

### 3 応援金の支給

#### (1) 応援金の支給の決定及び通知

- 申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは応援金を支給します。
- 支給決定の通知は、申請いただいた口座への振り込みをもって行い、通知書等の送付はありません。
- 応援金の支給対象とならないと判断した場合は、不交付決定通知書を送付します。

#### (2) 応援金の支給

- 申請いただいた口座に振り込みますので、申請書の控えをお手元に保管していただくようお願いします。

### 4 支給決定の取消し及び応援金の返還

応援金支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合等は、応援金の支給決定を取消し、事務局の指定する期日までに全額返金いただきます。その際、悪質と判断したときは、返還の対象となる支援金と同額の違約金の納付を併せて求める場合があります。

### 5 調査等への協力

応援金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、調査、報告、是正その他必要な措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。

### 6 その他

- 提出された申請等に不備があった場合、事務局から申請者に連絡します。指定する期限までに申請等が再度行われなかった場合は、申請者が応援金の支給を受けることを辞退したものとみなします。
- 個人情報の取り扱いに関して、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会が事務を委託する事業者と共有します。（本応援金の審査・支給に関する事務に限る。）
- 申請で提出いただいた営業に関して必要な許認可等について、所管官庁等への申請情報等と照合します。（本応援金の審査・支給に関する事務に限る。）
- 申請書類に記載された情報を国、広島県、市町、警察本部、税務機関に提供することがあります。
- ご提出いただいた申請書類に記載された情報は、本応援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び誓約事項を除き、他の目的には使用しません。

# 申請書類について

## 1 申請書

※事業者ごとに申請してください。

別記様式第1号

### 頑張る飲食店納入事業者応援金申請書

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会代表理事 様  
(頑張る飲食店納入事業者応援事務局)

申請期間 3/15(月)~5/14(金)

頑張る飲食店納入事業者応援金を次のとおり申請します。  
なお、記載(チェック)した事項については事実と相違ありません。

提出日 令和3年 3 月 15 日

1 申請者の情報 (法人の場合は会社の所在地を、個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。)

申請事業者	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号(13ケタ)	0000000000000000
フリガナ	ヒロシマケン		
住所	〒 広島県 市		
フリガナ	カブシキガイシャヒロシマケン		
会社名	株式会社広島県		
フリガナ	ヒロシマ タロウ		
代表者名 (個人事業者名)	広島 太郎		
中小企業者であることの確認	資本金 (または出資金)	1,000,000 円	雇用する従業員数 10 人
	主たる業種	<input checked="" type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 製造業その他	
連絡先	担当者名	フリガナ	電話番号(※)
	フリガナ	ヒロシマ シロウ	090- -
	氏名	広島 次郎	
	メールアドレス	@.jp	FAX番号
			082- -

※連絡先は、9時から17時に繋がる電話番号を記入してください。

2 取引のある県内飲食店の情報 (少なくとも1店舗以上、最大3店舗までご記載ください。)

店舗情報①	フリガナ	カブシキガイシャカンコウカ	フリガナ	オコノミヤキカンチャン
	会社名	株式会社観光課	主な店舗名	お好み焼きかんちゃん
	フリガナ	ヒロシマケン		
	店舗住所	〒 広島県 市		
	取引内容	割り箸やおしぼり等を週に2回程度納品している。		
	月間取引金額	平均 500,000 円		
店舗情報②	フリガナ	カブシキガイシャソウムカ	フリガナ	ステーキハウスソウちゃん
	会社名	株式会社総務課	主な店舗名	ステーキハウスそうちゃん
	フリガナ	ヒロシマケン		
	店舗住所	〒 広島県 市		
	取引内容	割り箸やおしぼり等を週に1回程度納品している。		
	月間取引金額	平均 250,000 円		
店舗情報③	フリガナ	カブシキガイシャジジカ	フリガナ	オスヤジン
	会社名	株式会社人事課	主な店舗名	お寿司屋じん
	フリガナ	ヒロシマケン		
	店舗住所	〒 広島県 市		
	取引内容	割り箸やおしぼり等を2週間に1回程度納品している。		
	月間取引金額	平均 100,000 円		

3 要件確認 (※下記の3項目をチェックしてください。)

広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」の対象事業者ではありません。  
広島県の「頑張る飲食事業者応援事業」の対象事業者ではありません。  
令和2年12月~令和3年2月のいずれかの月の売上が前年同月に比べて70%以下になっていますか?  
※下記の表に売上と割合を記載して下さい。

チェック欄	はい	いいえ
	はい	いいえ
	はい	いいえ

当年度対象月	<input checked="" type="checkbox"/> 令和2年12月 <input type="checkbox"/> 令和3年1月 <input type="checkbox"/> 令和3年2月	
当年	前年	割合(%) A/B
売上額(円) A	売上額(円) B	50%
500,000 円	1,000,000 円	

4 振込先口座 ※ゆうちょ銀行の方はQ&Aの記載例をご参照ください。

金融機関名	広島銀行			本・支店名	本店営業部		
預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	金融機関コード	0169	支店コード	001	右詰めで記入してください。	
口座番号	0 0 0 0 0 0 0 0						
フリガナ	カブシキガイシャヒロシマケン						
口座名義	株式会社広島県						

※金融機関コードや支店コードが不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

注意  
提出する申請書の控えを1部お手元に保管していただくようお願いいたします。

## 2 誓約書

必ず自署していただくようお願いします。

### 誓約書

私は、「頑張る飲食店納入事業者応援金（以下「応援金」）」交付を申請するに当たり、次の内容について、誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報を国、広島県、市町、警察、税務機関に提供することについて同意します。

記

#### 1 反社会的行為に関して

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等（同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 事業者の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていません。
- (3) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- (4) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
- (5) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

#### 2 その他この申請に関して

- (1) 申請内容は事実と相違なく、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、応援金の返還等に応じます。また、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会から返還の対象となる応援金と同額の違約金の納付を、特に命じられた場合は、これに応じます。
- (2) 広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」の対象事業者ではありません。虚偽が判明した場合は、応援金の返還等に応じます。また、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会から返還の対象となる応援金と同額の違約金の納付を、特に命じられた場合は、これに応じます。
- (3) （一社）広島県生活衛生同業組合連合会から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- (4) 国、広島県、市町、警察、税務機関から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。また、申請書に記載した取引先に対して、必要に応じて取引内容の照会をすることに同意します。
- (5) 今後も事業を継続する意思があります。

（一社）広島県生活衛生同業組合連合会代表理事 様

令和 年 月 日

- ① （申請者）
- ② 住所
- ③ 法人名（屋号）  
代表者氏名

※法人の代表者または個人事業主が自署してください

注意  
ゴム印等は使用せず、必ず自署してください。

#### ①所在地

法人の場合は会社の所在地を、個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。

#### ②名称（屋号）

法人の場合は、法人名、個人事業主の場合は、店舗名を記入してください。

#### ③代表者氏名

個人事業主の場合は、個人事業主名を記入してください。



3 県内飲食店との取引が分かる書類

申請書に記載した取引先それぞれについて、納品書等、取引を証明する書類の写しを提出してください。

※納品書のほか、売上台帳、請求書・領収書等の帳簿書類、取引内容が分かる通帳等

4 売上が分かる書類等

次の①②③の資料を提出してください。

① **法人**：「直近の確定申告書（写し）」

※ 法人設立後、決算期を迎えていない場合は、確定申告書の代わりに「法人設立設置届出書（写し）」をご提出ください。

**個人事業主**：「直近の確定申告書（写し）」及び「個人事業の開業・廃業等届出書（写し）」

※ 法人の場合は「法人税確定申告書 別表一」、個人事業主の場合は「確定申告書B 第一表」の写しをご提出ください。

② 「令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上台帳（写し）」

③ 「前年同月の売上台帳（写し）」

※ ②③について、前年同月比較ができない場合は、Q&Aをご覧ください。

<法人の場合>

<個人事業主の場合>

# 頑張る飲食店納入事業者応援事業

## Q & A

令和3年3月8日時点

### 【申請者について】

- Q1 卸売業者を通じて飲食店に販売していますが、応援金を受け取れますか。  
A 直接取引をしている事業者に限らせていただいております。直接飲食店に納品していれば受け取れますが、そうでない場合は受け取れません。
- Q2 一つの会社の中に、酒類卸売部門と食料品卸売部門があり、それぞれ事務所があり、県内飲食店と取引しています。事務所ごとに申請できますか。  
A 申請は事業者単位となっています。複数の事務所があったとしても、申請は一度だけです。
- Q3 飲食業と卸売業を営んでいます。卸売業として、この応援金を申請できますか。  
A 原則、申請できません。飲食業を営んでいる場合は、広島県の感染拡大防止協力支援金か、頑張る飲食店応援金を受け取ることができます。この県の2事業と、今回の応援金は同時に受け取れないため、申請することができません。  
ただ、宅配専門店など、県の2事業の対象外となる飲食業と、卸売業を営んでいる場合は、申請することができます。
- Q4 飲食業と卸売業を営んでいます。広島県感染拡大防止協力支援金や、頑張る飲食店応援金の受給資格がありましたが、申請を忘れていました。この応援金を受け取ることはできますか？  
A 申請漏れの場合であっても、この応援金を受け取ることはできません。
- Q5 飲食業と卸売業を営んでいます。営業時間短縮等要請の対象店舗でしたが、事情があり要請に応じなかったため、協力支援金を受け取っていません。この応援金を受け取れますか。  
A 営業時間短縮等要請の対象店舗は、この応援金を受け取ることはできません。
- Q6 不動産賃貸業を営んでおり、飲食店に部屋を貸しています。この応援金を受け取れますか。  
A 不動産賃貸は対象外とさせていただきます。
- Q7 個人事業主とはどのような概念ですか。  
A 税務署に開業届を提出している事業者です。
- Q8 フランチャイズ店の場合は誰が受け取ることはできますか？  
A 加盟店（フランチャイジー）が申請者となります。
- Q9 営業所は広島県にありますが、本社は東京にあります。この応援金を受け取れますか。  
A 申し訳ございません。本社所在地（本社機能）が広島県内にある事業者に限らせていただいております。

Q10 廃業予定です。この応援金を受け取れますか。

A この応援金は、事業継続が前提となっていますので、廃業した事業者については、応援金を受け取ることができません。

Q11 事業継続が前提となっているということは、この応援金を受け取ったら廃業できないのですか。

A 応援金の目的は、頑張る中小企業を応援することですので、事業継続していただきたいと思っています。少なくとも、交付日時点では営業活動を行っていることが必要となります。

Q12 飲食店以外とも取引をしています。この応援金を受け取るにあたって、売上に占める割合などの制限はありますか。

A 飲食店と定期的な取引があれば、割合などの制限はありません。

Q13 たまたま先月飲食店と取引がありました。この応援金を受け取れますか。

A スポット取引は対象外とさせていただきます。毎週、毎月など、定期的な取引を対象としております。

Q14 飲食店と直接取引をしていませんが、飲食店街で商売をしているため、売上が大きく下がっています。この応援金を受け取ることはできますか。

A 申し訳ございません。飲食店と直接取引がないと、受け取ることができません。

Q15 飲食店の従業員が利用する貸衣装屋です。この応援金を受け取れますか。

A 申し訳ございません。飲食店と直接取引がないと、受け取ることができません。飲食店と契約している場合は、対象になります。

Q16 飲食店の利用者に対し、お花を販売しています。この応援金を受け取れますか。

A 申し訳ございません。飲食店と直接取引がないと、受け取ることができません。

#### 【取引している飲食店について】

Q17 納入している飲食店が移動販売車です。この応援金を受け取れますか。

A 飲食店とは、飲食店営業許可（1類または3類）もしくは喫茶店営業許可（1類）を持ち、店内（屋内）で客に飲食サービスを提供している店舗とさせていただきます。

よって、デリバリー、テイクアウト専門店、移動販売車による営業等、客室がない場合は対象となりません。ただし、「3類（客室なし）」の許可を受けている飲食店で、屋内の常設の飲食スペースを設けている店舗（例：多人数が入れる宴会場を有するホテル、ショッピングモールのフードコート）であれば対象となります。

Q18 取引している飲食店は、営業時間短縮を行っている店舗である必要がありますか。

A 広島県内の飲食店であれば、営業時間短縮の有無は関係ありません。

Q19 取引している飲食店は、広島県内に本社があり、広島県に所在していないといけませんか。中小企業である必要がありますか。

A 広島県に所在している必要はありますが、本社は県外でも構いません。大企業でも結構です。

Q20 取引していた飲食店が廃業してしまいました。この店の名前を申請書に記入してもよいですか。

A 結構です。

【中小企業について】

Q21 中小企業基本法で定義する中小企業に、社会福祉法人や医療法人は含まれますか。

A 今回の応援金に関しては、含まれます。社会福祉法人に加え、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合、有限責任事業組合が含まれます。

Q22 大企業やみなし大企業は、この応援金を受け取れますか。

A 中小企業基本法で定義する中小企業のみが受け取ることができます。今回は、感染防止に協力いただいたことに対する支援という性格ではなく、要請を受けて特に影響が大きいと思われる中小事業者を応援する意味での経済対策であるため、大企業、みなし大企業は対象外としています。

Q23 地方自治体や公的機関の出資が入っている企業は、この応援金を受け取れますか。

A 中小企業基本法で定義する中小企業であれば、受け取ることができます。

(売上について)

Q24 売上が前年同月比30%以上減少していることが要件になっていますが、これは飲食店向け売上を比較するのですか。

A 飲食店向け売上だけでなく、すべての売上を合算して比較してください。

Q25 令和2年12月～令和3年2月の売上が前年同月比△30%が要件となっていますが、令和2年に開店したため、前年同月比較ができません。どの時期と比較すればいいですか。

A

開店日	基準月の売上	比較月の売上
令和2年1月2日から11月1日の間	令和2年1月から12月までのうち、最も売上が高い月の売上	令和2年12月から令和3年2月の売上のいずれか
令和2年11月2日から12月2日の間	連続した15日の売上高×2	
令和2年12月3日から令和3年1月1日の間	金融機関や公的機関等に提出した事業計画の令和2年12月から令和3年2月の売上※	

(※事務局に対して事業計画の提出が必要です)

(必要書類について)

Q26 税務署の收受印が押された確定申告書を持っていない場合、どうしたらよいですか。

A 郵送申請等により控えに收受印がない場合は、收受印がなくても受け付けています。電子申請で申告書類をお持ちでない場合は、受信通知をご提出ください。

Q27 開業届を紛失しました。どうしたらよいですか。

A 開業届の写しの代わりに、青色申告決算書の写しでも結構です。また、開業届を提出した税務署に写しがある可能性がありますので、税務署にご確認ください。税務署にて閲覧いただき、写真を撮って提出いただいても結構です。

Q28 確定申告書は別表を含めすべて提出が必要ですか。

A 確定申告書は第1表（法人にあっては別表1）をご提出ください。

Q29 振込先口座にゆうちょ銀行を指定できますか。

A 指定できます。本・支店名、口座番号の記載方法は次の通りです。



（支給時期について）

Q30 いつから支給されますか？

A 書類審査等を経て、なるべく速やかに支給を開始する予定です。

(その他)

Q31 国の持続化給付金等，他の給付金を受け取っています。この応援金も受け取れますか。

A 受け取れます。(ただし，広島県感染拡大防止協力支援金と，頑張る飲食店応援金のみ，重複して受け取ることができません。)

Q32 市町が独自の支援金を実施すると聞きました。この応援金と合わせて受け取れますか。

A 市町が県の「頑張る中小事業者応援事業補助金」を原資に，独自の支援金を実施する場合，この応援金とどちらかしか受け取ることができません。詳しくは，実施する市町にご確認ください。

Q33 この応援金は課税対象ですか。

A 補助金等は税法上収入として扱われるため，課税対象となります。